

## 申し入れ書

平成29年8月18日、「平成27年（ワ）土地所有権確認請求事件」の判決言渡しがありました。

その件につき、原告として熟慮を重ねた末、控訴を断念いたしました。

市長も判決文にはお目を通された事と存じます。

「棄却」の結果となりました。しかし裁判官は、判決文の中で東松山市の手続き等が必ずしも正当であったとの判断は示しておりません。

それは「2争点（2）のウ」で示されているように「原告の主張する事実の存否はともかくとして・・・」にあるように、裁判官は、私の主張する市の行った印鑑登録証明書の不当な使用や取り扱いなど、被告から提出された公文書類に何らやましいところは無いと言いきってはいないのです。

裁判官がこのような市の公文書類の不当な取り扱いに言及することなく、判決が下されてしまったことは、一市民として今後の東松山市のためにはならないことだろうと感じています。

今般の事例から鑑みれば、このような請求事件は、東松山市を代表する市長が職員に杜撰な公文書の取り扱いをさせ続ける限り、今後も起こりかねないことだろうと思われます。

つまりは道路行政にも大きな問題があるということになります。

一般的に考えれば、市民は自身の所有する土地であっても、それに関する諸々の手続きに詳しい人は、そう多くは居ないであろうことは私を含め事実でしょう。また行政をそれほど疑ってみることもしない善良な者達であって、善良であるからこそ性善説を疑いもしない市民ばかりであろうとも思います。

そしてもしもその手続きや行政から受けた処遇などに不服があっても、よほどの熱意が無ければ、また多忙な生活の中で個人的な諸々の対処の手間を考慮すればこそ、行政に申し立てる事も断念してしまうものだという事は想像に難

くありません。

即ち行政は信ずる市民の気持ちを裏切ってはいけないし、市民から訴訟を起こされる立場になってはいけないのです。

振り返りますと、当時東松山市箭弓町にありました森田光一事務所に伺い、何度も面談をさせていただきました。

市役所内や「森田光一事務所」における度重なる面談でしたから市長もご記憶のことと存じます。

市長は私の申し出に「私に任せて下さい。責任を持ってやりますから。」と言って下さり、その折には、市議会議員・岡村行男氏が同席してくださいました。

また、市議会議員・斉藤雅男氏は山口泰明代議士からのお話しを市長へお伝えいただきましたし、行政調査新聞社主・松本州弘氏も本件の内容をもって市長に面談をしていただくなど、多くの方々にご足労をかけました。

また事務所には秘書の宮久保和美氏も居られて、私の話しの内容をご理解いただいております。

当時の市長は、面談の度に私の主張に全面的に理解を示し、胸をたたかんばかりに、はっきりと約束をして下さいましたので、この問題は早急に解決をみるものと私は考えておりました。

あの面談の時に市長が話された内容を思い出しますと、この件で訴訟に入るなど、当時は想像もつかなかったことです。

そして裁判に臨んでみれば、被告側から提出された公文書は、明らかに恣意的に作成された書面でありました。

また、本裁判における被告の指定代理人（福島智之、松崎一祐、大谷幸夫）の三名は、事実を理解してその場に臨んだなどとは到底思えませんでした。

また平成5年当時の担当職員（岡本元職員、石井元職員）の二名が現場と相違した図面を作成したことは、明らかに公文書偽造に当たる行為です。

このような不法な行為を平然と許していることは、市の最高責任者として、職員を管理する能力に問題があると言わざるを得ません。

市長に面談した当時、私と市議会議員や私の主張に賛同して下さった方々

は、私に降りかかった土地問題の内容を充分理解し承知しておりましたし、面談の時の市長のお言葉もはっきり記憶していただいています。

市長と直接面談し、市長の言葉によって早期解決に一度でも安堵した記憶が今でも私の脳裏にあるだけに残念至極です。

そこで、以下の事項について強く申し入れをいたします。

- 1、「地方自治法第二条16項」を遵守し、「同法同条17項」の規定（※）を全職員が理解し、公文書の取り扱いなどの事務は正しく処理し、市民の不信を招かないこと。
  - ・市民に対し、日付の無い書面、またその他必要事項未記載の書面に押印させる行為を一切してはならない。
  - ・現在、建設部管理課に存在している市民から受け取っている書類、承諾書や寄付採納願等の一切の書面を確認し、市民の承諾無しに日付やその他記載必要事項の加筆をしないこと。  
市民の承諾を得ることなく日付等の加筆は、公文書偽造に当たる行為であると認識すること。
- 2、東松山市長が市民から提訴されることを恥とし、市民からの軽視や嘲笑の対象にならないようにすること。

※地方自治法第二条

- ⑯ 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。  
なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。
- ⑰ 前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。

(尚、本書面は公表する場合もあることを申し添えます。)

以上